

安倍晋三首相が5月3日、憲法改正を求める集会に寄せたメッセージが明らかになり自民党は一気に憲法を改正する体制を敷いて突き進んでいます。

今回は特集として安倍首相は何を語り何が問題かを検討しました。ぜひ一緒に考えて声を上げて知らせていきましょう

疑問

??



内閣総理大臣が2020年と施行期日まで指定して改憲をうながすのは憲法99条 国務大臣の憲法尊重擁護義務、に違反しないか？

○自衛隊は『自衛のために必要最低限度の実力組織』なので憲法違反ではないという従来の主張と9条に3項を加えて自衛隊を明記し、多くの憲法学者が主張する自衛隊違憲論を解消するというのは自己矛盾では？

○「9条2項、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」を削除し国防軍を創設するという「自民党の改憲草案」との整合性がとれないのではないか。

安倍首相は憲法9条1、2項はそのまま残し3項に自衛隊を明記すると云う“加憲案”を提起した。

心配



加憲（改憲）案の条文ははっきりしないがいくつか取りざたされている案は？

イ、但し前項の規定は確立された国際法に基づく自衛のための実力の保持を否定するものではない。

ロ、前項の規定にかかわらず自衛のため自衛隊を置くことができる。

ハ、日本の平和と独立を維持するため、自衛隊を保持する。自衛隊は国際社会の平和と安全を維持するための活動に参加する。等々

イ、は改憲右翼団体、日本会議政策委員伊藤哲夫氏の案であるが「3項」という独立した項立てで自衛隊が明記されるとそれが一人歩きし、2項が残っても死文化しないか？現に日本会議シンクタンク「日本政策研究センター」の小坂実氏は「速やかに9条2項を削除するかあるいは自衛隊を明記した第3項を加えて2項を空文化させるべきである」と云っている。

確立された国際法に基づくとは、国連憲章51条の限定のされない集団的自衛権（フルスペック）のことだと思うが、強行された戦争法（安保法）でもフルスペックの集団的自衛権の行使は認められていないが、それが認められると世界中どこでも武力行使が出来る？

ロ、自民党衆院憲法審査会幹事古屋氏の案は、自衛のためとあるが個別的という限定がありません。これもフルスペックの集団的自衛権行使につながりかねません。

ハ、渡辺治一橋大学名誉教授の『自分が自民党の立場ならこう書く』と前置きをしての案です。氏はこう書けば2項を残してもそれによる自衛隊の活動に対する制約を空文化できる。「平和と独立を維持する」という文言を使えば、集団的自衛権の拡大ができるし「国際社会の平和と安全を維持するための活動」で多国籍軍への参加も可能となる、結果的に自衛隊の海外での武力行使に道を開く自民党の草案と同じ危険を持つことになりかねないとしている。

つまり現行憲法9条をそのままで3項に自衛隊を明記するだけで「1項2項を残すのだから当然今までの憲法上の制約を受ける」（9日参院予算委員会での答弁）とはならず2項が空文化・死文化することで1項が保障されず憲法9条がその意義を失い現行憲法の平和主義が根底から破壊される心配がある。

（文責・雪江 勇）



安倍晋三首相が5月3日、憲法改正を求める 集会に寄せたメッセージ (抜粋)

2020年を、新しい憲法が施行される年にしたい
と強く願っています。



・・・例えば憲法9条です。今日、災害救助を含め、命懸けで、24時間、365日、領土、領海、領空、日本人の命を守り抜く、その任務を果たしている自衛隊の姿に対して、国民の信頼は9割を超えています。

しかし、多くの憲法学者や政党の中には、自衛隊を違憲とする議論が、今なお存在しています。「自衛隊は、違憲かもしれないけれども、何かあれば、命を張って守ってくれ」というのは、あまりにも無責任です。

私は、少なくとも、私たちの世代の内に、自衛隊の存在を憲法上にしっかりと位置づけ、「自衛隊が違憲かもしれない」などの議論が生まれる余地をなくすべきである、と考えます。

もちろん、9条の平和主義の理念については、未来に向けて、しっかりと、堅持していかなければなりません。そこで、「9条1項、2項を残しつつ、**自衛隊を明文で書き込む**」という考え方、これは、国民的な議論に値するのだろう、と思います。

教育の問題。子どもたちこそ、我が国の未来であり、憲法において、国の未来の姿を議論する際、教育は極めて重要なテーマだと思います。誰もが生きがいを持って、その能力を存分に発揮できる「一億総活躍社会」を実現する上で、教育が果たすべき役割は極めて大きい。

世代を超えた貧困の連鎖を断ち切り、経済状況にかかわらず、子どもたちが、それぞれの夢に向かって頑張ることができる、そうした日本でありたいと思っています。

70年前、現行憲法の下で制度化された、小中学校9年間の義務教育制度、普通教育の無償化は、まさに、戦後の発展の大きな原動力となりました。

70年の時を経て、社会も経済も大きく変化した現在、子どもたちがそれぞれの夢を追いかけるためには、高等教育についても、全ての国民に真に開かれたものとしなければならないと思います。これは、個人の問題にとどまりません。人材を育てることは、社会、経済の発展に、確実につながっていくものであります。・・・・・・

【*紙面の都合上、九条と教育問題のみの検討です。抜粋も同箇所のみです。】



批判的視点

自衛隊はここに書かれていない自衛隊に変貌した。国外に無制限に命令で出かけて武力行使をし、アメリカと一緒に海外でも軍事訓練を行い、米艦船を守る。

教育は教育勅語を礼賛する森友学園や加計学園などを推奨し援助 教育は学び教える自由を奪い、忠誠や企業・自衛隊のための人材教育方針。

高等教育無償化など憲法を変える必要はない。予算確保できないからと言って国民のための政策を行わないで憲法に夢を書き込むもの。

(文責・近藤)

「教え子を戦場に送るな！」は "今も生きている"

*これは私の教員時代、日教組のスローガン
「不滅です」 前田

森友学園問題は園児に「教育勅語」を暗唱させている。このことを素晴らしい教育をしていると言う、この国の総理夫妻、そしてお友達の閣僚の面々がいるということ。

文部省も教材として使用を認める閣議決定までしている、本当にこれで良いのでしょうか？

教育勅語については「忠」に「孝」に奉公の先は天皇である。1948年衆参両議員でその排除と失効確認が決議されているのです。

当時、天皇制教育に基づく教育勅語は憲法違反だと思っていた人が多数いたから決議されたのです。「親孝行しなさい」とか、12個の徳目を説いている。それはすべて「以て」以下のつまり「臣民」として「天皇に尽くすために多くの徳を積もう」ということなのです。

さらに、「非常事態の発生の場合は真心を捧げて国の平和と安全に奉仕しなければなりません」と言っているのです。

「お国のため天皇のために命を懸け戦場に行きなさい」と言っているのです。

憲法違反の教育を“素晴らしい”という神経は理解に苦しみます。